

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和7年7月7日（月）午前10時00分～午前11時10分																	
②	会	場	大洲市役所第一別館3階 第1会議室																	
③	出	席	委	員																
1	池	田	幸	二	2	吉	岡	き	み	子	3	武	田	隆	宏	4	藤	田	秀	美
5	西	岡	輝	治	6	須	藤	賢	一	7	明	後	久	利	8	森	岡	芳	文	
9	菊	地	正	夫	10	幸	野	登	吉	11	二	宮	康	壽	12	川	本	由	紀	美
13	矢	野	正	祥	14	一	柳	幸	唯	15	平	井	城	太	郎					
17	高	岡	利	典	18	津	國	巳	代	子	19	池	田	雄	一	20	森	永	茂	史
21	橋	本	英	司	22	都	築	孝	壽	23	武	内		誠	24	池	浦	萬	里	子
25	津	田		勇	26	田	中	賢	寿	27	永	沼		寛	28	日	野	修	次	
29	大	本	昭	裕	30	武	知	由	美	子	31	上	満	啓	司	32	中	本	祐	市
33	坂		幹	幸	34	跡	部		雅	35	堀	内	保	宏	36	和	氣	繁	輝	
37	細	井	敏	江	38	有	友	章	治	39	請	田	竹	男						
④	欠	席	委	員	16	形	山	康	浩											
⑤	遅	刻	委	員																
⑥	事	務	局		井上事務局長			富永次長			三瀬専門員（農地）									
					松田専門員（農政）			吉田書記												
⑦	農	林	振	興	課	竹田課長			松森主査			吉田主事								
⑧	会			議	の	内	容	議案第42号	農地法第3条の規定による許可申請について											
								議案第43号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について											
								議案第44号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について											
								議案第45号	非農地証明について											
								議案第46号	農業振興地域整備計画の変更について											
								議案第47号	納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証											
									明について											
								議案第48号	農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について											

事務局（局長）	只今から、令和7年第7回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたりまして、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移ります。会議規則第3条により幸野会長に議事進行をお願いいたします。
議 長（会長）	これより本日の会議を開きます。 出席委員は農業委員19名中19名、推進委員20名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。 本日、16番 形山康浩委員より欠席の報告を受けております。 本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。 まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に、13番 矢野正祥委員と14番 一柳幸唯委員を指名いたします。 次に、日程第2 書記の指名を行います。 本日の会議の書記に、事務局の吉田書記を指名いたします。 それでは、日程第3 議案審議に入ります。 まず、議案第42号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農地係長）	議案書の1ページをご覧ください。 1番は、新谷の畑1筆1，448㎡について、譲受人が自宅付近の申請地を取得し、新たに耕作管理を始めるものです。 所有権移転後は、水稻を栽培する計画です。 農業は、譲受人親子が年間を通して従事します。 2番は、新谷・徳森の田3筆3，343㎡及び菅田町菅田の畑1筆51㎡について、亡くなった所有者の遺言により、妹である譲受人が申請地を取得するものです。 所有権移転後は、水稻や果樹を栽培する計画です。 農業は、譲受人が年間を通して従事します。 3番は、春賀の畑1筆219㎡について、譲受人が空き家バンクに登録された物件と付近の農地をあわせて取得し、新たに耕作管理を始めるものです。 所有権移転後は、野菜等を栽培する計画です。 農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。 4番は、米津の田1筆503㎡について、譲受人が経営規模拡大を図るため、申請地を取得するものです。 所有権移転後は水稻を栽培する計画です。 農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。 以上、4件のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。 1番。

20番

1番案件についてご説明いたします。

議案説明資料は2ページを参考にしてください。

1番案件は、売買による所有権移転です。

申請地は、大洲市立新谷中学校から北へ約160mのところにある農地です。

先月20日に、事務局職員と現地確認を行いました。

今回、申請地を取得するにあたり、譲受人より、水稻を栽培する旨の新規営農計画書が提出されています。

譲受人は知人の農作業など手伝っており、農業経験はあります。耕作管理は可能と思われます。

今後は親子で年間を通して農業に従事するとのことですので、今後の耕作状況を見守っていくこととします。

調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

19番

2番案件についてご説明します。

議案説明資料は3ページを参考にしてください。

2番案件は、遺贈による所有権移転です。

申請地は、4筆あります。

4筆中3筆が大洲記念病院から東へ約600m、もう1筆は菅田コミュニティセンターから南へ約650mのところにある農地です。

先月20日に、事務局職員と現地確認を行いました。

申請地の田3筆は水稻を栽培しており、良好に管理されていることを確認しました。

申請地の畑1筆は、所有権移転後は果樹の栽培を行うとのこと。

譲受人は、松山在住ですが年の半分くらいは大洲へ来て農作業をしています。

田3筆については現在貸付をしており今後も継続していくとのこと。畑につきましては、土地を整備し、果樹の栽培を行うとのこと、耕作管理に問題はないと考えます。

調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

3番。

21番

3番案件についてご説明いたします。

議案説明資料は4ページを参考にしてください。

3番案件は、売買による所有権移転です。

申請地は、大洲市立三善小学校から、北西へ約700mのところにある農地です。

先月19日に、事務局職員と現地確認を行いました。

申請地は雑草が繁茂していますが、今後、譲受人が整備を行い、耕作管理していくとのこと。

	今回、申請地を取得するにあたって、譲受人より、空き家バンク制度を利用して土地・家屋と農地を購入することになり、今後は露地野菜を栽培したい旨の新規営農計画書が提出されています。 今後は、家族で耕作管理を行うとのことですので、今後の耕作状況を見守っていくこととします。 調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	4 番。
2 2 番	4 番案件についてご説明いたします。 議案説明資料は、5 ページを参考にしてください。 4 番案件は、売買による所有権移転です。 申請地は、J R 八多喜駅から北西へ約 7 3 0 m のところにある農地です。 先月 2 0 日に、事務局職員と現地確認を行い、現在も良好に管理されていることを確認しました。 譲受人は、家族で年間を通して農業に従事しており、今後も水稻の栽培を行うため、耕作管理に問題はないと考えます。 調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	地元委員からの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、議案第 4 3 号『農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農政係長）	議案第 4 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。 議案書 2 ページ並びに議案説明資料の 6 ページから 9 ページをあわせてご覧ください。 1 番、田処の土地 2 筆です。 申請地は、鳥獣被害が多く、また、申請者も高齢で、農地の借り手もないため、杉を植林して、山林として管理するものであります。 本案件につきましては、2 筆のうち 1 筆の農地については、今年 2 月

	の第2回定例総会で農用地区域の除外についてご審議いただきました案件であり、農振法第12条公告がなされています。 申請地は、議案説明資料7ページの位置見取図において赤色の箇所となっており、大洲市の中心部から北北東に約11.5kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。 一般基準の各審査項目につきましては、議案説明資料6ページをご確認ください。 以上1件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。 1 番。
1 7 番	1 番案件について、調査結果をご報告申し上げます。 議案説明資料の6ページから9ページを参考にしてください。 本件は、2筆の農地のうち、1筆については、今年の2月に開催されました第2回定例総会の議案第13号「農業振興地域整備計画の変更」におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した農地となっています。調査結果は、第2回定例総会でご説明いたしましたとおり、立地基準、一般基準において、どちらもその時の状況と変わっておりませんので、調査報告書記載のとおり問題ないものと思われま す。 また、もう一方の農地につきましても、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、植林を目的とされており問題ないと考えま す。 次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、申請地は、自己所有の宅地や山林に囲まれた農地で、申請人は高齢で耕作の継続が困難で、他に借り受ける者もないことなどから、山林として管理をしようとするものであり、問題はないものと思われま す。 双方の農地における「周辺農地等への影響」につきましては、申請地は周囲を宅地や山林に囲まれており、また、隣接農地の境界から間隔を開けて植林するなどの配慮をすることから、特に問題ないものと考えま す。 よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま す。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。 次に、議案第44号『農地法第5条第1項の規定による許可申請につ

	いて』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（次長）	議案第４４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」 ご説明いたします。 議案書３ページ並びに議案説明資料の１０ページから１７ページをあ わせてご覧ください。 １番、五郎の土地９３㎡の案件は、借受人世帯は、現在借家で居住し ているが、その借家が老朽化して危険であり、また将来家族が増えると 手狭で不便なため、申請地を借り受けて自己住宅を建築しようとするも のです。 農地区分は、大洲市中心部から北北東に約３．３kmのところに位置し、 農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い 農地であることから第２種農地と判断しています。 したがいまして、立地基準の代替性と一般基準について、ご審議をお 願ひいたします。 ２番、菅田町宇津の土地４１８㎡の案件は、借受人世帯は現在借家で 居住しているが、高齢の親の近くで生活をするため、申請地を借り受け て自己住宅を建築しようとするものです。 農地区分は、大洲市中心部から東南東に約８．６kmのところに位置し、 農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い 農地であることから第２種農地と判断しています。 したがいまして、立地基準の代替性と一般基準について、ご審議をお 願ひいたします。 以上２件です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受け たいと思います。 １番。
４ 番	１番案件の調査結果をご報告いたします。 議案説明資料の１０ページから１３ページを参考にしてください。 申請地は１１ページの位置図のとおり、肱北コミュニティセンター五 郎分館から、北へ約３００mに位置する農地になります。 まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ない ものと思われます。 次に、一般基準である第３号の「転用の確実性」ですが、許可があり しだい借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま す。 また、第４号の「周辺農地等への影響」ですが、１２ページの地番地 目図のとおり、申請地の隣接に農地はありませんので、特に問題ないも のと思われます。 よって本件は、農地法第５条第２項の各号には該当しないため、許可 相当であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議 長（会長）	２番。
１２番	２番案件の調査結果をご報告いたします。

	議案説明資料の１４ページから１７ページを参考にしてください。 申請地は１５ページの位置図のとおり、菅田コミュニティセンターから、東南東へ約４．５kmに位置する農地になります。 まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われます。 次に、一般基準である第３号の「転用の確実性」ですが、許可がありしだい借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。 また、第４号の「周辺農地等への影響」ですが、１６ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。 よって本件は、農地法第５条第２項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。 次に、議案第４５号『非農地証明について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農政係長）	議案第４５号「非農地証明について」ご説明いたします。 議案書４ページ並びに議案説明資料１８ページから２０ページまでを、あわせてご覧ください。 １番 松尾の土地３筆合計３，３７１㎡の案件は、転用（植林に限る：２０年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。 申し出によりますと、申請地は、昭和５０年頃には植林されており、それ以後は現在まで農地として使用されておらず、現在は農地への復旧が著しく困難な状態となったとのことでございます。 以上１件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。 １番。
１０番	それでは、１番案件の調査結果をご報告いたします。 議案説明資料の１８ページから２０ページを参考にしてください。 申請地は１９ページの位置図のとおり、南久米コミュニティセンターから約１．２kmから１．３kmまでの範囲に位置する農地になります。 ６月１９日に事務局担当者と現地確認を行いました。

	申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況などから、少なくとも植林から20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。 よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、この証明願に係る土地については、非農地と判断し証明書を交付することにご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、この証明願に係る土地については、非農地と判断し証明書を交付することに決定いたしました。 次に、議案第46号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農政係長）	議案第46号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。 議案書5ページ及び議案説明資料の21ページから25ページまでをあわせてご覧ください。 今回は、農用地区域からの除外1件でございます。 1番、野佐来の土地2筆計74.96㎡の案件は、家族構成の変化により、新たな車庫及び倉庫が必要となり、これらの建設を計画しているため、除外の計画変更をしようとするものです。 除外後の農地区分は、大洲市中心部から南に約4.2kmの所に位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しています。 以上、除外1件、2筆計74.96㎡でございます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。 1番。
9 番	1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。 議案説明資料の21ページから25ページをご覧ください。 まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、報告書記載のとおりであり、問題ないものと考えます。 次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、申出人は、家族構成の変化により、新たな車庫及び倉庫が必要となったため、車庫及び物置を建設しようとしているため、問題はないものと思われます。 なお、既に当該土地及び一体利用地は、車庫及び物置として利用をされており、違反転用になっていることから始末書が提出されています。

	また、「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の周囲は、市道及び住宅地に囲まれており、各項目につきまして適当と思われることから、問題ないと考えます。 よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	地元委員からの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特に、ご質疑もないようですので、原案のとおり農用地区域から除外することに、ご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることにいたします。 次に、議案第47号『納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農政係長）	議案第47号「納税猶予に係る引き続き農業を行っている旨の証明について」ご説明いたします。 議案書6ページ、議案説明資料26ページをご覧ください。 租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定に基づき、贈与税又は相続税の納税猶予の適用の特例を受けている者が、その特例の適用を継続して受けるために3年ごとに税務署に納税猶予の継続届出書を提出する必要がある、その添付書類として、農業を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書を提出する必要があります。 この議案は、申請者が引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、ご審議いただくものです。 1番は、若宮の申請人です。 申請農地は、東若宮にあります2筆で計4, 128㎡になります。納税猶予の種類は相続税となっており、相続日は平成24年9月16日となっています。 対象の農地につきましては、すべて耕作管理されておりました。 以上、1件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。
2 番	1番案件の調査結果をご報告いたします。 議案説明資料の26ページを参考にしてください。 申請地は26ページの位置見取図のとおり、大洲市立図書館から約120mから240mまでの距離にある農地2筆になります。 申請人は、主にイチゴを栽培しています。 6月19日に事務局職員と現地確認を行い、対象農地は、畑にハウスが設置して耕作されており、農業をされていることは確認できました。

	申出によると、イチゴを栽培されているようです。 対象農地を利用し、農業経営を行っていることから、この証明書の交付については問題ないと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特に、ご質疑もないようですので、この証明願の土地については引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに、ご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、この証明願の土地については引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに決定いたしました。 次に、議案第４８号『農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について』を議題といたします。 本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、〇〇〇〇委員の退席を求めます。 事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農地係長）	議案第４８号「農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について」ご説明いたします。 議案書７ページをご覧ください。 本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、大洲市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。 貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりです。 今回の概要は、利用権設定のうち賃貸借の件・筆数が１８件・４４筆、利用権設定４２，１２６㎡、使用貸借の件・筆数が１０件・１６筆、利用権設定１５，２８２㎡で、議案書１８ページに記載のとおり、合計利用権設定の件・筆数が２８件・６０筆、利用権設定の総面積は５７，４０８㎡です。 問題なければ意見について特になしと回答することとしたいと考えています。 議題についての説明は以上です。
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。
委 員	（意見なし）
議 長（会長）	特にご意見もないようですので、本案を原案のとおり意見なしとして決定することにご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり意見なしとして市長へ答申することに決定いたしました。

それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案のすべての審議が終了いたしましたので議事を閉じることいたします。